

諮問庁：外務大臣

諮問日：令和2年11月12日（令和2年（行情）諮問第595号）

答申日：令和4年6月13日（令和4年度（行情）答申第62号）

事件名：「横田空域」を通過する飛行ルートについて米国側との合意に至る経緯と結果に関する文書の不開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる97文書（以下、併せて「本件対象文書」という。）につき、その全部を不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとする部分のうち、別表に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和元年12月6日付け情報公開第01928号により外務大臣（以下「外務大臣」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

（1）審査請求書

審査請求人による今回の文書開示請求（平成31年3月20日付）は、「政府は今年1月30日、米軍が管轄する横田基地周辺の「横田空域」を通過する羽田空港の新飛行ルートについて米側と合意し、羽田への飛来便について横田空域を通過中も日本側が一元的に管制をすることになったと発表した（別添記事。省略）。この合意に至る経緯と結果に関する文書」を対象とするものである。

今回の通知によれば、外務大臣は対象文書2～98について、法5条3，5，6号により不開示とした。このうち、理由番号1の「現在外務省が使用している電信システムの管理に係る情報」（以下「電信情報」という。）の部分の不開示は理解できる。

ただし理由番号2や3の不開示は理解できない。今回のように国民の生命，安全，財産に関わり、しかも米国との合意を日本政府が発表した件に関する文書を開示することで、なぜ理由番号2や3のような「おそれがある」のか、特に「結果に関する文書」までもが「公にすることにより米国との信頼関係が損なわれるおそれがあるとともに、政府部内の率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがある」のか、通知には何

ら説明がない。

外務大臣は今回の不開示決定にあたり法を濫用している。決定を取消し，政府が国民の知る権利に応え説明責任を果たすという同法の趣旨をふまえ，開示できる文書や情報がないか再検討するよう求めるため，審査を請求する。

(2) 意見書

審査請求人の主張に対する外務省の理由説明書にある主張は何ら有効な反論になっていない。その上で追加の主張をすると，あえて外務省の立場に立って日米合同委員会でのやり取りは明かせないとしても，それをもって日米合同委員会でも合意した内容とそれを発表した経緯と結果に関する文書をすべて不開示にするという主張は論理的に破綻している。すなわち，審査請求人が開示を求める「本件対象文書」，つまり政府が平成31年1月30日に発表した「横田空域」に関する米軍との合意に至る経緯と結果に関する文書を，外務省が理由説明書の3で述べるような狭い範囲の文書であると解釈して開示を拒むのは失当である。「本件対象文書」には，日米合同委員会でのやり取りに関する文書以外も含まれるべきなのである。あくまで例示だが，日本政府内や外務省内でやり取りが完結する文書，例えば日米合同委員会でも合意した内容を日本政府としてどう発表するかを検討した経緯と結果に関する文書などが考えられる。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

処分庁は，平成31年3月20日付けで受理した審査請求人からの本件請求文書に対し，法11条による延長を行った後，相当の部分の決定として1件の文書を特定し，開示とする決定を行い（令和元年5月20日付け情報公開第00106号），更に，最終の決定として97件の文書を特定し，その全てを不開示とする原処分を行った。

これに対し，審査請求人は，令和元年12月16日付けで原処分の取消し等を求める審査請求を行った。

2 本件対象文書について

本件対象文書は，別紙記載の97件である。

3 不開示とした部分について

(1) 文書2及び4～97の発受信時刻，パターン・コード，局課番号等は，現在外務省で使用している電信システムの管理に係る情報であり，公にすることにより，電信の秘密保全に支障が生じ，国の安全が害されるおそれ，交渉上不利益を被るおそれ，及び外交事務全般の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため，法5条3号及び6号に該当し，不開示とした。

(2) 文書2及び4～97の電信情報以外の不開示部分は、公にしないことを前提とした我が国政府部内の協議・対処方針の検討に関する記述、又は検討の内容を示唆する記述であって、公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、米国との信頼関係が損なわれるおそれ、又は、米国との交渉上不利益を被るおそれがあるとともに、政府部内の率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあるため、法5条3号及び5号に該当し、不開示とした。

(3) 文書3及び98の不開示部分は、日米合同委員会における合意事項や議事録の一部を構成する文書であって、公にすることにより米国との信頼関係が損なわれるおそれがあるとともに、政府部内の率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあるため、法5条3号及び5号に該当し、不開示とした。

4 審査請求人の主張について

審査請求人は、「今回のように国民の生命、安全、財産に関わり、しかも米国との合意を日本政府が発表した件に関する文書を開示することで、なぜ理由番号2や3のような「おそれがある」のか、特に「結果に関する文書」までもが「公にすることにより米国との信頼関係が損なわれるおそれがある」とともに、政府部内の率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがある」のか、通知には何ら説明がない。外務大臣は今回の不開示決定にあたり法を濫用している。決定を取消し、政府が国民の知る権利に応え説明責任を果たすという同法の趣旨をふまえ、開示できる文書や情報がないか再検討するよう求めるため、審査を請求する。」等主張するが、処分庁は、上記3のとおり、対象文書の不開示理由の該当性を厳正に審査した上で原処分を行っており、審査請求人の主張には理由がない。

5 結論

上記の論拠に基づき、諮問庁としては、原処分を維持することが妥当であると判断する。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|------------|--------------------------------|
| ① | 令和2年11月12日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同月27日 | 審査請求人から意見書を收受 |
| ④ | 同年12月1日 | 審議 |
| ⑤ | 令和3年11月4日 | 本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑥ | 令和4年1月11日 | 審議 |
| ⑦ | 同年3月8日 | 審議 |
| ⑧ | 同年5月12日 | 委員の交代に伴う所要の手續の実施、本件対象文書の見分及び審議 |

⑨ 同年6月7日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、別紙に掲げる97文書である。

審査請求人は、電信情報を除いた不開示部分（以下「本件不開示部分」という。）の開示を求めており、諮問庁は原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果に基づき、本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 当審査会事務局職員をして、本件不開示部分を不開示とした経緯等について諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

ア 本件対象文書は、米軍による我が国における施設・区域の使用と我が国における米軍の地位について規定した日米地位協定の実施に関する協議機関である日米合同委員会の関連文書であり、これには、日米合同委員会における協議の記録や合意に関する事項が具体的かつ詳細に記載されている。

イ 日米合同委員会における協議の記録や合意事項については、昭和35年6月23日に開催された第1回日米合同委員会において、日米双方の合意がない限り公表されないことが日米両政府間で合意されている。

ウ 仮にこれらが開示されることとなれば、米国との信頼関係が損なわれるおそれがあるほか、今後、米側との間で忌たんのない協議や意見交換を行えなくなるおそれがあり、米軍の我が国での安定的駐留と円滑な活動を阻害することにより国の安全が害されるおそれがあるとともに、政府部内の率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあるため、その全てについて法5条3号及び5号に該当する。

(2) 下記(3)及び別表に掲げる部分を除く不開示部分には、横田空域を通過する飛行ルート等に関して日米間で協議した機微な内容が、具体的かつ詳細に記載されていることが認められるところ、仮にこれらが開示されることとなれば、米国との信頼関係が損なわれるおそれがあるなどとする上記(1)ウの諮問庁の説明は首肯できる。そうすると、当該部分は、これを公にすることにより、日米間における協議内容が明らかとなり、今後、日米間で忌たんのない協議を行えなくなるおそれがあるなど、我が国と米国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、同条5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

しかしながら、別表に掲げる部分については、電信の主管部署、保存

期間，協議先，宛先等及び米国との協議に係る一般的な記述が記載されているにすぎず，更に特定ウェブサイトで既に公になっている情報も含まれていることから，これを公にしたとしても，国の安全が害されるおそれ，米国との信頼関係が損なわれるおそれ，米国との交渉上不利益を被るおそれ，又は政府部内の率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるとは認められないので，法5条3号及び5号のいずれにも該当せず，開示すべきである。

- (3) また，文書96（別表に掲げる部分を除く。）の不開示部分には，横田空域を通過する飛行ルート等に関して日米間で協議した機微な内容が，具体的かつ詳細に記載されているとともに，米側と調整を行うに当たっての日本政府内の検討内容が具体的に記載されていることが認められる。
- ア 日米間での協議内容に関する部分について

文書96（別表に掲げる部分を除く。）の不開示部分のうち，日米間での協議内容に関する部分については，これを公にすることにより，今後，日米間で忌たんのない協議を行えなくなるおそれがあるなど，我が国と米国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので，法5条3号に該当し，同条5号について判断するまでもなく，不開示としたことは妥当である。

- イ 政府内における検討内容に関する部分について

文書96（別表に掲げる部分を除く。）の不開示部分のうち，政府内における検討内容に関する部分については，これを公にすることにより，横田空域を通過する飛行ルート等に係る未成熟な検討内容等が明らかとなり，今後同種の検討作業において政府部内での自由かつな議論に支障を来す等，政府部内の率直な意見交換が不当に損なわれるおそれがあると認められるので，法5条5号に該当し，同条3号について判断するまでもなく，不開示としたことは妥当である。

- 3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は，当審査会の上記判断を左右するものではない。

- 4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから，本件対象文書につき，その全部を法5条3号，5号及び6号に該当するとして不開示とした決定については，審査請求人が開示すべきとする部分のうち，別表に掲げる部分を除く部分は，同条3号及び5号に該当すると認められるので，同条6号について判断するまでもなく，不開示としたことは妥当であるが，別表に掲げる部分は，同条3号及び5号のいずれにも該当せず，開示すべきであると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子, 委員 太田匡彦, 委員 佐藤郁美

別紙（本件対象文書）

文書 2 電信
文書 3 議事録
文書 4 電信
文書 5 電信
文書 6 電信
文書 7 電信
文書 8 電信
文書 9 電信
文書 10 電信
文書 11 電信
文書 12 電信
文書 13 電信
文書 14 電信
文書 15 電信
文書 16 電信
文書 17 電信
文書 18 電信
文書 19 電信
文書 20 電信
文書 21 電信
文書 22 電信
文書 23 電信
文書 24 電信
文書 25 電信
文書 26 電信
文書 27 電信
文書 28 電信
文書 29 電信
文書 30 電信
文書 31 電信
文書 32 電信
文書 33 電信
文書 34 電信
文書 35 電信
文書 36 電信
文書 37 電信

文書 3 8 電信
文書 3 9 電信
文書 4 0 電信
文書 4 1 電信
文書 4 2 電信
文書 4 3 電信
文書 4 4 電信
文書 4 5 電信
文書 4 6 電信
文書 4 7 電信
文書 4 8 電信
文書 4 9 電信
文書 5 0 電信
文書 5 1 電信
文書 5 2 電信
文書 5 3 電信
文書 5 4 電信
文書 5 5 電信
文書 5 6 電信
文書 5 7 電信
文書 5 8 電信
文書 5 9 電信
文書 6 0 電信
文書 6 1 電信
文書 6 2 電信
文書 6 3 電信
文書 6 4 電信
文書 6 5 電信
文書 6 6 電信
文書 6 7 電信
文書 6 8 電信
文書 6 9 電信
文書 7 0 電信
文書 7 1 電信
文書 7 2 電信
文書 7 3 電信
文書 7 4 電信
文書 7 5 電信

文書 7 6 電信
文書 7 7 電信
文書 7 8 電信
文書 7 9 電信
文書 8 0 電信
文書 8 1 電信
文書 8 2 電信
文書 8 3 電信
文書 8 4 電信
文書 8 5 電信
文書 8 6 電信
文書 8 7 電信
文書 8 8 電信
文書 8 9 電信
文書 9 0 電信
文書 9 1 電信
文書 9 2 電信
文書 9 3 電信
文書 9 4 電信
文書 9 5 電信
文書 9 6 電信
文書 9 7 電信
文書 9 8 議事録

※ 文書番号は、原処分に係る行政文書開示決定等通知書の別紙の番号に合わせたものである。

別表（本件不開示部分のうち開示すべき部分）

文書番号	頁	開示すべき部分
文書 2	1 枚目	件名欄の 2 0 文字目ないし 4 3 文字目を除いた不開示部分
	2 枚目	1 行目
	3 枚目	3 行目
文書 4	1 枚目	件名欄の 2 0 文字目ないし 6 1 文字目及び添付ファイル欄の添付ファイル名を除いた不開示部分
	2 枚目	1 行目及び 5 行目
文書 5	1 枚目	件名欄の 2 0 文字目ないし 6 1 文字目及び添付ファイル欄の添付ファイル名を除いた不開示部分
	2 枚目	1 行目及び 5 行目
文書 6	1 枚目	件名欄の 2 0 文字目ないし 4 2 文字目を除いた不開示部分
	4 枚目	1 2 行目
文書 7	1 枚目	件名欄の 2 0 文字目ないし 4 4 文字目を除いた不開示部分
	2 枚目	1 行目
	5 枚目	1 1 行目
文書 8	1 枚目	件名欄の 2 0 文字目ないし 6 1 文字目及び添付ファイル欄の添付ファイル名を除いた不開示部分
	2 枚目	1 行目及び 5 行目
文書 9	1 枚目	件名欄の 2 0 文字目ないし 5 3 文字目及び添付ファイル欄の添付ファイル名を除いた不開示部分
	2 枚目	1 行目及び 5 行目
文書 1 0	1 枚目	件名欄の 1 9 文字目ないし 3 8 文字目を除いた不開示部分
	2 枚目	2 3 行目
文書 1 1	1 枚目	件名の 8 文字目ないし 3 1 文字目及び電信本文を除いた不開示部分
	2 枚目	1 行目を除いた不開示部分
文書 1 2	1 枚目	件名欄の 1 9 文字目ないし 4 3 文字目を除いた不開示部分
	2 枚目	1 行目
	3 枚目	1 6 行目
文書 1 3	1 枚目	件名欄の 1 9 文字目ないし 4 3 文字目を除いた不開示

		部分
	6 枚目	6 行目
文書 1 4	1 枚目	件名欄の 1 9 文字目ないし 5 3 文字目を除いた不開示部分
	2 枚目	2 4 行目
文書 1 5	1 枚目	件名欄の 1 9 文字目ないし 4 9 文字目及び添付ファイル欄の添付ファイル名を除いた不開示部分
	2 枚目	1 行目及び 5 行目
文書 1 6	1 枚目	件名欄の 1 9 文字目ないし 4 2 文字目及び添付ファイル欄の添付ファイル名を除いた不開示部分
	2 枚目	1 行目及び 4 行目
文書 1 7	1 枚目	件名欄の 1 7 文字目ないし 5 1 文字目及び添付ファイル欄の添付ファイル名を除いた不開示部分
	2 枚目	1 行目及び 5 行目
文書 1 8	1 枚目	件名欄の 1 7 文字目ないし 4 4 文字目及び添付ファイル欄の添付ファイル名を除いた不開示部分
	2 枚目	1 行目及び 4 行目
文書 1 9	1 枚目	件名欄の 1 9 文字目ないし 4 4 文字目を除いた不開示部分
	2 枚目	1 行目
	4 枚目	2 7 行目
文書 2 0	1 枚目	件名欄の 1 7 文字目ないし 4 7 文字目及び添付ファイル欄の添付ファイル名を除いた不開示部分
	2 枚目	1 行目及び 1 0 行目
文書 2 1	1 枚目	件名欄の 1 7 文字目ないし 4 1 文字目を除いた不開示部分
	3 枚目	8 行目
文書 2 2	1 枚目	件名欄の 1 7 文字目ないし 3 8 文字目及び添付ファイル欄の添付ファイル名を除いた不開示部分
	2 枚目	1 行目及び 7 行目
文書 2 3	1 枚目	件名欄の 1 7 文字目ないし 4 4 文字目及び添付ファイル欄の添付ファイル名を除いた不開示部分
	2 枚目	1 行目及び 7 行目
文書 2 4	1 枚目	件名欄の 1 7 文字目ないし 3 9 文字目を除いた不開示部分
	3 枚目	5 行目
文書 2 5	1 枚目	件名欄の 1 7 文字目ないし 4 7 文字目及び添付ファイ

		ル欄の添付ファイル名を除いた不開示部分
	2枚目	1行目及び6行目
文書26	1枚目	件名欄の17文字目ないし51文字目及び添付ファイル欄の添付ファイル名を除いた不開示部分
	2枚目	1行目及び5行目
文書27	1枚目	件名の17文字目ないし39文字目及び電信本文を除いた不開示部分
	2枚目	1行目ないし13行目を除いた不開示部分
文書28	1枚目	件名欄の17文字目ないし41文字目を除いた不開示部分
	2枚目	1行目
	3枚目	14行目
文書29	1枚目	件名欄の17文字目ないし51文字目を除いた不開示部分
	2枚目	1行目
	4枚目	7行目
文書30	1枚目	件名欄の17文字目ないし26文字目及び添付ファイル欄の添付ファイル名を除いた不開示部分
	2枚目	1行目及び4行目
文書31	1枚目	件名欄の17文字目ないし44文字目を除いた不開示部分
	2枚目	1行目
	4枚目	2行目
文書32	1枚目	件名欄の17文字目ないし41文字目を除いた不開示部分
文書33	1枚目	件名欄の17文字目ないし47文字目及び添付ファイル欄の添付ファイル名を除いた不開示部分
	2枚目	1行目及び6行目
文書34	1枚目	件名欄の17文字目ないし39文字目を除いた不開示部分
	2枚目	22行目
文書35	1枚目	件名欄の17文字目ないし40文字目を除いた不開示部分
	2枚目	1行目
	3枚目	10行目
文書36	1枚目	件名欄の17文字目ないし44文字目を除いた不開示部分

	2枚目	1行目
	4枚目	16行目
文書37	1枚目	件名欄の17文字目ないし40文字目を除いた不開示部分
	2枚目	1行目
	4枚目	4行目
文書38	1枚目	件名欄の17文字目ないし47文字目及び添付ファイル欄の添付ファイル名を除いた不開示部分
	2枚目	1行目及び6行目
文書39	1枚目	件名欄の17文字目ないし44文字目を除いた不開示部分
	2枚目	1行目及び24行目
文書40	1枚目	件名欄の17文字目ないし44文字目を除いた不開示部分
	2枚目	5行目
文書41	1枚目	件名の17文字目ないし42文字目及び電信本文を除いた不開示部分
	2枚目	1行目ないし6行目を除いた不開示部分
文書42	1枚目	件名欄の17文字目ないし33文字目及び添付ファイル欄の添付ファイル名を除いた不開示部分
	2枚目	1行目及び5行目
文書43	1枚目	件名欄の17文字目ないし41文字目を除いた不開示部分
	2枚目	1行目及び21行目
文書44	1枚目	件名欄の17文字目ないし33文字目及び添付ファイル欄の添付ファイル名を除いた不開示部分
	2枚目	1行目及び5行目
文書45	1枚目	件名欄の17文字目ないし35文字目及び添付ファイル欄の添付ファイル名を除いた不開示部分
	2枚目	1行目及び5行目
文書46	1枚目	件名欄の17文字目ないし44文字目を除いた不開示部分
	2枚目	1行目
	4枚目	12行目
文書47	1枚目	件名欄の17文字目ないし32文字目を除いた不開示部分
	4枚目	10行目

文書 4 8	1 枚目	件名欄の 1 7 文字目ないし 3 3 文字目及び添付ファイル欄の添付ファイル名を除いた不開示部分
	2 枚目	1 行目及び 5 行目
文書 4 9	1 枚目	件名欄の 1 7 文字目ないし 3 5 文字目及び添付ファイル欄の添付ファイル名を除いた不開示部分
	2 枚目	1 行目及び 4 行目
文書 5 0	1 枚目	件名欄を除いた不開示部分
	4 枚目	2 0 行目
文書 5 1	1 枚目	件名欄の 1 7 文字目ないし 5 2 文字目及び添付ファイル欄の添付ファイル名を除いた不開示部分
	2 枚目	1 行目及び 5 行目
文書 5 2	1 枚目	件名欄の 1 7 文字目ないし 3 3 文字目及び添付ファイル欄の添付ファイル名を除いた不開示部分
	2 枚目	1 行目及び 5 行目
文書 5 3	1 枚目	件名欄の 1 7 文字目ないし 5 2 文字目及び添付ファイル欄の添付ファイル名を除いた不開示部分
	2 枚目	1 行目及び 5 行目
文書 5 4	1 枚目	件名欄の 1 文字目ないし 2 2 文字目を除いた不開示部分
	2 枚目	1 行目
文書 5 5	1 枚目	件名欄の 1 7 文字目ないし 4 4 文字目及び添付ファイル欄の添付ファイル名を除いた不開示部分
	2 枚目	1 行目及び 4 行目
文書 5 6	1 枚目	件名欄の 1 7 文字目ないし 5 2 文字目及び添付ファイル欄の添付ファイル名を除いた不開示部分
	2 枚目	1 行目及び 5 行目
文書 5 7	1 枚目	件名の 1 7 文字目ないし 3 9 文字目及び電信本文を除いた不開示部分
	1 0 枚目	1 行目ないし 1 9 行目を除いた不開示部分
文書 5 8	1 枚目	件名欄の 1 7 文字目ないし 3 5 文字目及び添付ファイル欄の添付ファイル名を除いた不開示部分
	2 枚目	1 行目及び 4 行目
文書 5 9	1 枚目	件名欄の 1 7 文字目ないし 4 7 文字目を除いた不開示部分
	2 枚目	1 3 行目
文書 6 0	1 枚目	件名欄の 1 7 文字目ないし 4 1 文字目を除いた不開示部分

	2 枚目	1 行目
	4 枚目	9 行目
文書 6 1	1 枚目	件名の 1 7 文字目ないし 3 7 文字目及び電信本文を除いた不開示部分
	2 枚目	全て
文書 6 2	1 枚目	件名欄の 1 7 文字目ないし 3 5 文字目及び添付ファイル欄の添付ファイル名を除いた不開示部分
	2 枚目	1 行目及び 4 行目
文書 6 3	1 枚目	件名欄の 1 9 文字目ないし 3 6 文字目を除いた不開示部分
	2 枚目	1 行目
	3 枚目	全て
文書 6 4	1 枚目	件名の 1 7 文字目ないし 4 9 文字目及び電信本文を除いた不開示部分
	1 0 枚目	1 行目ないし 1 3 行目を除いた不開示部分
文書 6 5	1 枚目	件名欄の 1 文字目ないし 2 3 文字目を除いた不開示部分
	2 枚目	1 行目及び 2 2 行目
文書 6 6	1 枚目	件名の 1 9 文字目ないし 5 0 文字目及び電信本文を除いた不開示部分
	3 枚目	1 行目ないし 4 行目を除いた不開示部分
文書 6 7	1 枚目	件名欄の 8 文字目ないし 3 1 文字目を除いた不開示部分
	4 枚目	1 1 行目
文書 6 8	1 枚目	件名欄の 1 7 文字目ないし 3 5 文字目及び添付ファイル欄の添付ファイル名を除いた不開示部分
	2 枚目	1 行目及び 4 行目
文書 6 9	1 枚目	件名欄の 1 7 文字目ないし 4 9 文字目を除いた不開示部分
	3 枚目	1 2 行目
文書 7 0	1 枚目	件名欄の 1 7 文字目ないし 7 3 文字目を除いた不開示部分
	2 枚目	2 3 行目
文書 7 1	1 枚目	件名欄の 1 7 文字目ないし 4 7 文字目及び添付ファイル欄の添付ファイル名を除いた不開示部分
	2 枚目	1 行目
	1 2 枚目	7 行目

文書 7 2	1 枚目	件名欄の 2 2 文字目ないし 4 8 文字目を除いた不開示部分
	2 枚目	2 1 行目
文書 7 3	1 枚目	件名欄の 1 0 文字目ないし 7 5 文字目を除いた不開示部分
	3 枚目	1 3 行目
文書 7 4	1 枚目	件名の 1 9 文字目ないし 4 7 文字目及び電信本文を除いた不開示部分
	2 枚目	1 行目ないし 1 3 行目を除いた不開示部分
文書 7 5	1 枚目	件名欄の 1 9 文字目ないし 4 0 文字目及び添付ファイル欄の添付ファイル名を除いた不開示部分
	2 枚目	1 行目及び 5 行目
文書 7 6	1 枚目	件名欄の 1 9 文字目ないし 4 6 文字目を除いた不開示部分
	2 枚目	7 行目
文書 7 7	1 枚目	件名欄の 1 9 文字目ないし 3 7 文字目及び添付ファイル欄の添付ファイル名を除いた不開示部分
	2 枚目	1 行目及び 4 行目
文書 7 8	1 枚目	件名欄の 1 9 文字目ないし 3 9 文字目及び添付ファイル欄の添付ファイル名を除いた不開示部分
	2 枚目	1 行目及び 5 行目
文書 7 9	1 枚目	件名欄の 1 9 文字目ないし 4 9 文字目及び添付ファイル欄の添付ファイル名を除いた不開示部分
	2 枚目	1 行目
	1 3 枚目	1 5 行目
文書 8 0	1 枚目	件名欄の 2 2 文字目ないし 3 4 文字目及び添付ファイル欄の添付ファイル名を除いた不開示部分
	2 枚目	1 行目
	5 枚目	4 行目
文書 8 1	1 枚目	件名の 2 2 文字目ないし 3 9 文字目及び電信本文を除いた不開示部分
文書 8 2	1 枚目	件名の 2 6 文字目ないし 4 6 文字目及び電信本文を除いた不開示部分
文書 8 3	1 枚目	件名欄の 2 2 文字目ないし 4 5 文字目及び添付ファイル欄の添付ファイル名を除いた不開示部分
	2 枚目	1 行目
	3 枚目	3 行目

文書 8 4	1 枚目	件名の 2 2 文字目ないし 3 7 文字目及び電信本文を除いた不開示部分
文書 8 5	1 枚目	件名欄の 1 9 文字目ないし 4 2 文字目を除いた不開示部分
	2 枚目	1 行目及び 1 4 行目
文書 8 6	1 枚目	件名の 2 2 文字目ないし 3 4 文字目及び電信本文を除いた不開示部分
文書 8 7	1 枚目	件名欄の 2 2 文字目ないし 2 9 文字目を除いた不開示部分
	2 枚目	1 行目
	4 枚目	9 行目
文書 8 8	1 枚目	件名の 2 6 文字目ないし 3 6 文字目電信本文を除いた不開示部分
	2 枚目	1 行目ないし 2 0 行目を除いた不開示部分
文書 8 9	1 枚目	件名の 2 2 文字目ないし 4 7 文字目及び電信本文を除いた不開示部分
	2 枚目	1 行目ないし 1 0 行目を除いた不開示部分
文書 9 0	1 枚目	件名欄の 2 2 文字目ないし 4 5 文字目を除いた不開示部分
	2 枚目	1 行目
	3 枚目	全て
文書 9 1	1 枚目	件名欄の 1 文字目ないし 2 8 文字目を除いた不開示部分
	6 枚目	1 3 行目
文書 9 2	1 枚目	件名欄の 2 2 文字目ないし 4 5 文字目を除いた不開示部分
	2 枚目	1 行目
	5 枚目	1 7 行目
文書 9 3	1 枚目	件名の 2 6 文字目ないし 4 7 文字目及び電信本文を除いた不開示部分
	3 枚目	1 行目ないし 4 行目を除いた不開示
文書 9 4	1 枚目	件名欄の 2 2 文字目ないし 2 9 文字目及び添付ファイル欄の添付ファイル名を除いた不開示部分
	2 枚目	1 行目
	5 枚目	1 8 行目
文書 9 5	1 枚目	件名の 2 2 文字目ないし 3 8 文字目及び電信本文を除いた不開示部分

	2 枚目	1 行目及び 2 行目を除いた不開示部分
文書 9 6	1 枚目	添付ファイル欄の添付ファイル名を除いた不開示部分
	2 枚目	1 行目及び 6 行目ないし 1 0 行目
	5 枚目ないし 1 1 枚目	全て
文書 9 7	1 枚目	件名欄の 1 文字目ないし 2 2 文字目を除いた不開示部分
	2 枚目	1 行目